

上田市立豊殿小学校いじめ防止等対策基本方針

上田市立豊殿小学校

1 いじめ防止等対策の基本方針

<いじめの定義>

いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、自分より弱い者に対して一方的に、身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じているものである。いじめは、教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。起こった場所は学校の内外を問わない。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題にかんする児童の理解を深める事を旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

<基本方針>

「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こりうる」という基本認識に立ち、本校の児童が、楽しく豊かな学校生活をおくることができ、いじめのない学校をつくるために、「上田市立豊殿小学校いじめ防止等対策基本方針」を策定した。

- (1) 「いじめを絶対に許さない」学校・学級をつくる。
- (2) 子どもたち、教職員の人権感覚を高める。
- (3) 子ども同士、子どもたちと教職員、教職員同士の温かな人間関係を築く。
- (4) いじめを早期に発見し、適切な指導を行い、いじめ問題を早期に解決する。
- (5) いじめ問題について保護者・地域、関係機関との連携を深める。

2 いじめ防止等の対策のための組織

校務分掌に『いじめ等対策委員会』を設置する。構成は、校長・教頭・教務主任・適応支援主任・養護教諭・人権教育主任・生徒指導主任・学校評議員・民生児童委員・主任児童委員・PTA三役とする。必要に応じ、大屋交番所長や心理や福祉の専門家、医師など外部の専門家等の参加を求めていく。

3 具体的ないじめ等防止のための方策

(1) いじめ防止等のための日常的な取り組み

- ① 子どもたち一人ひとりが認められ、お互いを大切にし合い、学級の一員として自覚できるような学級づくりを行う。
- ② わかる・楽しい授業を行い、基礎・基本の定着をはかるとともに、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- ③ 思いやりの心や命を大切にす心（みんなかけがえのない存在であることを理解）を道徳の時間や学級指導の時間、人権教育の時間などの指導を通して育む。

- ④ 「いじめは決して許されないこと」という認識を子どもたちが持つようにあらゆる機会の中で指導する。
- ⑤ 「見て見ぬふり」は「いじめ」をしていることにつながることや、「いじめ」を見たら、先生方や友だち、お家の方々に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを指導する。
- ⑥ 情報教育では、はじめに“情報モラル”指導用教材などを使い、“情報モラル”を守ることの大切さを指導する。
- ⑦ 職員は、子どもたちや保護者からの話を親身になって聞く。また、子どもたちの日記や保護者からの連絡を丁寧に扱う。
- ⑧ 児童会による、なかよしづくりにかかわる様々な活動、キッズ、学年の社会福祉施設との交流など、子どもたちの計画した活動を大切に扱う。
- ⑨ “いじめ問題”の解決には、学校・家庭・地域の連携を深めることが大切であることを、PTA集会や学校だより、ホームページ等を通して伝える。
- ⑩ 年2回のなかよし旬間・月間にあわせてアンケート(いじめも含めて)を実施し、児童の様子を把握する。
- ⑪ 年2回、「相談期間」を実施し、児童とのコミュニケーションを深めるとともに、児童の実態を把握する。
- ⑫ 各学年の要望でQ-U検査を実施し、子どもたちの学校満足度や集団での様子を客観的にとらえて、必要な児童への支援を行う。
- ⑬ インターネット上のいじめへの対応としては、発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえ、ネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、情報モラル研修等必要な啓発活動を行う。

(2) 早期発見・早期対応のための方策

- ① 職員会議の時間に、児童理解の時間を設け、“生徒指導委員会”“いじめ等対策委員会”“校内適応支援委員会”からの報告をもとに、全職員で情報を共有する。子どもたちに急な変化があったり、職員の気づきがあったりした場合は、職員連絡会で情報を共有し、全職員で注視する。
- ② 少しでも、子どもたちの様子の変化を感じたら、教職員は、積極的に子どもたちに声がけをする。教職員間の連絡も速やかに行う。
- ③ いじめに関するアンケートやQ-U検査の結果等を活用し、子どもたちの人間関係の把握や学校生活等の悩みなどをつかみ、ともに解決していこうとする姿勢を示す。

(3) 相談体制

- ① いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、だれにでも相談できることや相談することの大切さを子どもたちに伝えていく。“～全校のおともだちへ～困っていることがあれば〇〇先生へ声をかけてください。…などという相談窓口”の表示を意識づける。
- ② 相談期間をとり、心の相談員や養護教諭との相談の機会を設定する。
- ③ 職員会では、児童理解の時間を確保し、月に3日以上欠席・遅刻・早退があった児童について、情報共有をする
- ④ 全職員、“元気がない子ども”“いつもと様子が違う子ども”“職員会議で名前が挙がっている子ども”に積極的に声がけを行う。
- ⑤ いじめに関する相談を受けた教職員は、速やかに校長・教頭に報告する。教頭は、即時、該当委員長に連絡し、委員会を通して協議し、全職員で情報を共有する。
- ⑥ 校長または教頭、朝の校門前で児童の登校を出迎え、児童の様子を把握するようにする。

(4) 校内研修

- ① 城東地区学校職員会人権同和教育研修会【7月】
城東地区の全職員とともに、人権感覚を養うための研修を行う。携帯やインターネットをめぐる問題についても研

修を深める。

② Q-U検査の分析法や集団作りへの活用方法等の学級経営研修を実施する。

③ 人権同和教育に関わる授業の実施

参観日に合わせて、保護者・地域の皆様に人権教育の授業を参観していただく。その後の学級学年PTAでは、人権感覚を養うための話、携帯やインターネットをめぐる問題についての研修をする機会をとる。

④ 五中区ブロック人権同和教育研修会【11月】

五中区ブロックで、人権同和教育の授業をとおして、人権感覚を養う授業はどうあったらよいか等研修を深める。

4 重大事態への対処

(1) いじめが原因で、「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」がある場合、「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」がある場合、「児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったとき」には、速やかに調査に着手し、上田市教育委員会に報告する。

(2) 「上田市教育委員会の設置する組織」の指導の下に“豊殿小学校の「いじめ等対策委員会」を母体とする組織”を設置し調査・報告・対応に当たるとともに、「豊殿小学校いじめ対応マニュアル」にしたがって、迅速に対処する。